

(資料2)

「平成29年度未来の産業人材育成事業」に係る委託業務
企画提案仕様書

平成29年2月

沖縄県商工労働部雇用政策課

**「平成29年度未来の産業人材育成事業」に係る委託業務
企画提案仕様書**

本公募は国の本予算成立及び本事業に係る沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提としたものであり、交付決定後に効力を生じるものです。本事業の交付決定がなされなかった場合、または交付決定額に変更があった場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1 業務の名称

「平成 29 年度未来の産業人材育成事業」に係る業委託

2 委託業務の期間

契約締結の日から平成 30 年 3 月 31 日まで

3 事業目的

沖縄県では雇用情勢を全国並みに改善するため、沖縄県産業・雇用拡大県民運動を展開し、県民が働きがいのある仕事に就けるよう、多様な雇用の場の創出や様々な就業支援に努めてきた。

しかしながら、観光リゾート産業や情報通信産業等の本県の優位性を生かせる分野等においても、雇用のミスマッチや人材不足が課題となっている。

沖縄の産業界の未来を担う子供たちに、県内の主たる産業の業界理解を促し、早期からの興味関心を育て、雇用に課題を抱える産業分野等に人材の輩出を図ることを目的とする。

4 予算額

委託料 35,091,000円（消費税込み）以内とする。

5 業務概要

産業界と学校現場をつなぐコーディネーターを配置し、中長期的な視点のもと、県内全域の小中学校において、雇用に課題を抱える産業界と連携し、業界理解を深め、未来の産業人材を育成するための様々な取組を行う。

連携する産業界は①観光リゾート産業、②情報通信産業、③建設産業、④医療産業、⑤福祉産業、⑥文化産業、⑦物流・流通産業の7産業界を想定している。

6 委託業務内容

(1) コーディネーターの配置

産業界と学校現場をつなぐコーディネーターを配置し、業界団体等と連携して事業を実施。

(2) 業界理解を深め、未来の産業人材を育成するための様々な取組の実施

①本島全域及び離島の小中学生を対象とした、業界理解を促す取組の実施（参加者数 6,500 人以上）。

ア 業界の現状把握及び、未来の産業人材を育成するカリキュラムの開発。

イ 実施校の募集、開拓等（60 校、内離島は 15 校以上とする。）。

ウ 学校現場で実施する仕組みの構築及び年間計画への組み入れの調整。

エ 各業界と連携した職業人講話及び出前講座の実施（7 業界× 10 回以上）。

オ 業界の誇る企業や現地を見学するツアー等の実施（7 業界× 2 回以上）。

②教員向け又は保護者向けの業界理解を深める研修等の実施（15 回以上、参加者数 300 人以上）。

※原則、産業界より講師を派遣するものとする。

③産業人向け講師研修の実施（2 回以上、参加者数 30 人以上）

④業界団体との連携及び活動支援。

⑤その他、地域の産と学を連携させる取組を行い、地域連携を推進すること。

(3) 実施報告書の作成及び配布

①規格： A 4 版 100 項 1,000 部程度

7 企画提案書の内容について

(1) 事業実施方針について

本事業を実施する基本的な方針を記入してください。

(2) 事業実施スケジュール

契約締結時から事業終了までのスケジュールを記入してください。

(3) 業界団体との連携及びコーディネーターの業務について

連携を想定している業界団体、業界団体と連携して実施するコーディネーターの活動や取組について記入してください。

(4) 小中学生を対象とした、業界理解を促す取組の実施について

実施校開拓の方法や実施を想定しているカリキュラム、達成が見込める範囲での目標等について記入してください。

(5) 教員向け又は保護者向けの業界理解を深める研修等の実施について

実施方法や参加者の募集方法、想定している研修内容、達成が見込める範囲での目標等について記入してください。

(6) 産業人向け講師研修の実施について

実施方法や参加者の募集方法、想定している研修内容、達成が見込める範囲での目標等について記入してください。

(7) 自主提案

本事業の目的に沿った効果的な提案があれば記入してください。

- (8) 実施体制図及び見積書を添付すること
- (9) 企画提案書及び見積書の体裁については、「8 企画提案書の体裁及びプレゼンテーションについて」及び「9 積算見積及び経費限度額」に基づくこと。

8 企画提案書の体裁及びプレゼンテーションについて

- (1) 原則として A 4 版横、左綴りとする（ただし、グラフ、表等は必要に応じて A 3 版にして綴り込むなど、理解しやすいように適宜工夫してもよい）。
- (2) プレゼンテーションにおいては、審査員が容易に理解できるよう、図表などを多く用いるなど工夫し、説明を簡潔にすること。
- (3) プレゼンテーションの時間枠については、参加企業数によるので、企画コンペ参加業者確定後に通知するものとする。

9 積算見積及び経費限度額について

- (1) 各経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記して提出するとともに、35,091千円以内（消費税込み）の範囲内で見積もること。
※企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

- (2) 積算の項目については、以下の内容で提出すること。

I 直接人件費

① 事務局経費

a 給与

b 通勤手当等の諸手当

c 社会保険料（雇用保険料、労災保険料等に係る事業主負担分を含む）

II 事業費

① 講師謝金

② 旅費

③ 消耗品費

④ 燃料費

⑤ 通信運搬費

⑥ 借料及び損料（バス借り上げ、機材リース、カーリース、什器のリースなど）

その他事業を実施するために必要と認められる経費

III 一般管理費（事業の管理に要する経費）

IV 消費税

※各経費については、月数、回数、個数等、見積もり条件が分かるよう明記すること。

※事業終了時には精算報告書の提出を受け、実際に支出した額を契約額の範囲内で支払うものとする。ただし、事業の管理に要する経費を除く。

10 事務処理について

本業務の実施にあたっては、関係法令及び沖縄県商工労働部雇用政策課が策定する「委託業務に係る事務処理マニュアル」記載事項を遵守すること。

11 業務進捗及び打ち合わせ

業務の進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせを定期的を実施する。なお、原則的には月1回とし、その他必要に応じて随時実施する。

12 著作権

成果物の著作権及び所有権は、沖縄県商工労働部雇用政策課に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

13 その他

- (1) 本仕様書記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書と異なる場合がある。
- (2) 企画提案が選定された場合においても、提案のあった内容を全て実施することを保証するものではない。

14 再委託の制限等

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、契約金額の大半にあたる業務のほか、委託業務の成否に密接に関わる以下の業務（以下、「契約主たる部分」）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱をすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営、指揮監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行にあたり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることができる業務の範囲は以下のとおりとする。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

また、承認を得る際は、再委託契約の相手方の暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でない旨の誓約書を県へ提出しなければならない。

ただし、「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

15 協議について

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、沖縄県商工労働部雇用政策課と協議すること。